

08 文部科学省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1266	1266010	市町村と株式会社等が共同で高等学校を運営する公設民営学校の設置	市町村と株式会社等が共同で学校法人を設立し、公設民営方式で学校運営を行うことが可能になれば、安定的かつ継続的な運営を続けながら、民間の有する教育資源やノウハウを活用することで、特色ある教育を効果的に実現できる。また、学校の設置者にとっても、保護者や生徒にとっても選択肢の拡大が図られること、既存の公立学校に刺激が与えられることにより、競争が生まれ、公立学校教育全体の質の向上が図られることなどが期待される。	北九州市においては、現在、「教育の北九州方式検討会議」(有馬朗人議長)において、民間活力を活用した新しい学校づくりを検討している。株式会社等と連携して学校づくりを行う場合においても、安定的かつ継続的な学校運営を行う観点から、新たに学校法人を設立し、公設民営方式の私立学校として運営することを予定している。 一方、学校法人の設立と私立学校の設置については、知事の認可事項であることから、認可に際し、公設民営の趣旨が最大限実現できることとなるよう、市の教育行政を担う教育委員会が知事に対して意見を言い当該意見に従って、認可が行われるようにすることが適当である。	福岡県	福岡県北九州市	北九州市「自立と共生の教育」特区	市町村と株式会社等が共同で新たな学校法人を設立し、公設民営方式による学校運営を行うことを容易にし、民間の有する教育資源やノウハウを活用することで、特色ある教育を効果的に実現する。
1205	1205010	公設民営高等学校設置事業	千葉県県の県立高等学校再編計画により、野田高校定時制の平成18年度募集停止、20年度廃止が決定され、募集停止後は近隣市の定時制高校により対応することとしているが、野田高校定時制は、高校には進学したいが学力的な問題で他の高校に進学できない生徒の受け口となっていること、不登校等の問題で、他の高校に進学できない生徒の受け口となっていること、中途退学等で再出発を望む生徒の受け口となっていること、身体障害児を積極的に受け入れていること等から、当該生徒の高校進学先としてのニーズは極めて高い。また、仮に当該生徒が近隣市の定時制高校へ通うとした場合、通学時間が長くなること、とりわけ、鉄道から離れている閑宿地域の生徒の通学が困難になることが想定される。このような特筆すべき地域的ニーズを踏まえるとともに、定時制高校には、働きながら学ぶ生徒や一度社会に出て再就職のために高等学校で再度学ぼうとする生徒が多いことから、生徒の将来の人生設計をフォローする、いわゆるキャリアデザインの考え方を教育課程に取り入れることにより、新しい定時制高校の設置を目指す。そのための実現方策として、市及び学校法人等が協力して新たに学校法人を設置し、市の支援を受けて運営を行う、いわゆる公設民営方式の高等学校設置を行う。学校運営は市内の既存県立高等学校等の校地・校舎を借り上げて行う(特区番号820(801-2)校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業を活用することとするが、市が学校法人の運営に関する重要な事項(財産面、人事管理面、カリキュラム面等)に積極的に関与すること、市が財政的支援等を行うこと等により、学校経営の適正性(継続性・安定性)を備えることを担保する。併せて公設民営高等学校の設置を容易にするため、設置認可の手続きを簡素化する特例を提案する。さらに、前述のとおり、定時制高校には不登校等の問題を抱える生徒も入ってくることから、当該事業においては、現在市が行っている、小中学生を対象とした不登校児童生徒の学校復帰支援事業である「適応指導学級」と当該学校法人との人的交流等を図ること、前述のキャリアデザインの考え方を教育課程に取り入れることにより、今までの定時制高校の枠を超えた、偏差値偏重でないユニークかつ実効ある新たな定時制教育の実現を目指す。以上により、当該特区事業は、教育を受ける意思のある生徒の教育を受ける機会を保障するという社会的効果はもとより、一定の雇用創出が図られるという経済的効果も期待できる。	野田市では、廃止される野田高校定時制に代わる新たな定時制高校の設置を目指して、「NPO法人による野田高定時制運営」を特区第3次募集に提案したが認められなかったため、同第3次募集で他自治体から提案があり認められた「公設民営方式による学校運営特区」の活用を検討してきたところであるが、当該公設民営方式での委託には法制上の課題があり、規制改革・民間開放推進会議等で議論中であるとの情報を得たこと、廃止される野田高校定時制の生徒募集が18年度から行われなくなり、新たな定時制高校を設置し野田高校定時制を受け継ぐ形でスタートさせるには、18年4月開校というスケジュールがあり残された時間がないことから、より実現性があり弾力的な公設民営方式を提案するものである。	千葉県	野田市	公設民営高等学校設置事業	地元高校定時制の平成18年度募集停止、20年度廃止が決定されたが、地域のニーズを踏まえ、キャリアデザインの考え方を取り入れた新しい定時制高校の実現を目指す。その実現方策として、市及び学校法人等が協力して新たに学校法人を設置し、市の支援を受けて運営を行う、いわゆる公設民営方式の高等学校設置を行う。学校運営は、市が学校法人の運営に関する重要な事項(財産面、人事管理面、カリキュラム面等)に積極的に関与すること、市が財政的支援等を行うこと等により、学校経営の適正性(継続性・安定性)を備えることを担保する。併せて公設民営高等学校の設置を容易にするため、設置認可の手続きを簡素化する特例を提案する。

08 文部科学省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1192	1192010	小学校・中学校の公設民営	少子化を背景に過去10年間で2000校の廃校が出ています。これらの廃校、または既存校においても公設民営化を図ることで、民間としては施設設置にかかるコストが削減できます。	<p>教育の質の向上 義務教育課程においては、教育の質の向上のために、さまざまな取り組みがなされています。「総合的な学習の時間」では、児童の状況に応じた、学校独自の教育がすすめられています。また、教育に競争原理を取り入れる取り組みも始まっています。たとえば、いくつかの自治体において、学校に競争原理をもたらしている、「学区制の撤廃」「学校選択性」が導入されています。義務教育における「公設民営」システムの導入も、教育界の競争力を高める＝教育の質の向上に一役買うことになると考えられます。民間の運営ノウハウを効果的に導入し、公立校と「公設民営」の学校との交流・意見交換を持つことで、更なる教育の質の向上が期待されます。</p> <p>コスト削減 廃校などを利用した公設民営を可とすることで、通常、用地確保、施設設置にかかる負担が削減できるため、これまで参入を見送らざるをえなかった民間の参入を促進することが期待されます。また、現在、公立学校の運営にあたっては、膨大な人的・金銭的成本がかかっていますが、これを、民間に委託することで、民間のノウハウを活用しながら、より効率のよい運営をおこなうことが可能になり、税の有効活用にもつながると考えられます。</p>	大阪府	株式会社ノヴァ	公設民営による義務教育学校経営プロジェクト	公設民営、株式会社立の学校による義務教育学校運営を可とします。また、株式会社設置による義務教育学校運営を行う場合、株式会社立の学校に対する私学助成制度の適用範囲の変更を行います。
1099	1099010	小・中学校における公設民営方式の容認	国際化時代を迎え「帰国子女・在住外国人児童・生徒・幼児の日本語による学校教育」に対するニーズが高い。つまり、「日本の義務教育対象外である」ことや「日本語、日本文化への適応が困難である」外国人および帰国子女などに日本語と母語によるバイリンガル教育を行うものである。即ち生活していくうえで必要な日本語とともに、学習を理解するうえで必要な日本語およびバイリンガルの教科指導という独自のカリキュラムによる教育を提供する。この教育によって、彼ら自身の能力を開発し、また進学への道を開くことおよび、日本社会への適応を促すことを目的としている。彼らの教育環境を整えることは、日本社会の義務や彼らの権利といったことだけでなく、彼らの存在が本質的に持つ国際性が、将来、日本の社会・経済・文化面での国際性をより円滑にし、また強固なものになしうると考える。	日本の公立学校は帰国子女、国際結婚や中国残留孤児の呼び寄せ家族、ならびに就労外国人の子女を受け入れてはいる。しかし、これらの子ども達への、日本での生活指導や、日本語および学科習得のために支援は極めて劣悪でかつおざなりにされていることは、昨今のメディアで再三発表されているとおり明白な事実である。その結果として、彼らの能力を開花させることができないばかりでなく、「落ちこぼれ」「登校拒否」「いじめ」ひいては社会悪へ追いやることにもなりかねない。よって、当然、これらの子どもたちにも、整えられた「環境と教育内容」が提供されなければならない。彼らを放置することは「児童の権利に関する条約」を批准したわが国の立場からしても許されないことである。これらの子どもたちへの対応を真剣に考えるならば、新しい形態の学校、つまり「公設民営」方式の小・中学校で受け入れるのが最も望ましいと考える。教育提供の形態を、公設とすることで、彼らを受け入れた日本社会の責任が果たされ、また民営とすることで、「日本の義務教育対象外」また「日本語、日本文化への適応が困難である」外国人および帰国子女などの受け入れと指導が可能になる。その上で日本の子ども達にも、真の国際理解教育の体得を促し、また適切に行うことを意図するものである。	東京都	特定非営利活動法人 IWC / IAC 国際市民の会	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「東京バイリンガル・スクール」構想	私ども、東京で活動をしている「特定非営利活動法人 IWC / IAC 国際市民の会」は、これまで長年にわたり、外国人児童・生徒や帰国子女の日本語教育および学習支援に携わってきました。「日本の義務教育対象でない」また「日本語、日本文化への適応が困難」といった特殊性を持つこれらの子どもたちには、公的支援が必要であるとともに、民間が持つ独自のカリキュラムによる学習指導や心理的ケアの方法を適用すべきであると考えています。われわれのこれまでの実績を活用し、公設民営方式の小・中学校での実施を目指しています。IWC / IAC 国際市民の会では、創設以来20年の在日外国人への日本語および生活支援の実績と、日本の公立小・中学校で学ぶ外国から来日した子女への、日本語、学校生活適応指導、学習支援活動の実績から、これらの子女を含め、日本の子供達へも、徹底した国際理解教育の必要性を痛感している。

08 文部科学省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1151	1151020	公設民営方式による公立小・中学校のNPO法人による学校運営の容認	<p>私たちは2004年4月に、箕面市にNPO法人による無認可の学校を開校し、不登校児童・生徒のほか、既存の学校では提供されない特別な教育ニーズを持つ子どもたちも受け入れている。この特例措置によって、そのような教育ニーズを持った子どもたちも通える公設民営学校を創りたいと考えている。このことによって保護者が経済的負担を心配することなく、自分たちの教育ニーズにあった学校を選択することができる。地方自治体に小規模な選択制の学校を設置してもらい、管理・運営はNPO法人が行なう小・中一貫教育を行う実験学校を創りたい。</p>	<p>第5次提案に対する文部科学省の回答では、「公立学校は、地方自治体の公の意思に基づき、教育内容が決定されるとともに卒業認定や懲戒等の処分が行われるという点を踏まえつつ、地方自治体から施設の提供や支援を受け、特色のある自由な教育を行いたい等の特区提案の内容を実現するため、法制上の課題を含めて検討中です。」とあるが、本構想の内容が検討されているのかどうかは不明である。また、法制上の課題とはなにか分からないので明らかにしてほしい。</p>	大阪府	NPO法人大阪に新しい学校を創る会	みのおパイロットスクール構想	<p>現行の学校教育では充足できにくい多様な教育ニーズに対応するため柔軟できめ細かな教育ができる小中一貫の実験学校を箕面市に設置する。この学校は公設民営方式で運営されるもので、地方公共団体が学校の設置主体となり、その管理運営をNPO法人等の民間学校事業者に委託する。地方公共団体は、市の遊休施設の供与、市費・県費負担教職員の派遣または管理委託金の供与などの措置をとるものとする。上記の先導的な試みを実現するため本構想では、次の特例措置を要望している。(1)NPO法人学校の対象範囲の拡大、(2)公設民営方式による公立小・中学校のNPO法人による学校運営の容認。</p>
1200	1200010	公立小中一貫校の設置	<p>現在の小学校及び中学校の区切りを変更し、小学校の教育課程と中学校の教育課程を、初等部(4年)・中等部(5年)とする。</p>	<p>現行の制度では、小中一貫校が目指す次の効果を上げることができない。</p> <p>基礎基本の確実な定着 少人数指導・無学年制による習熟度別指導により、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着が図れる。</p> <p>社会人として自立していける資質・能力の育成 学習リテラシー教育により、情報を取り扱う力、コミュニケーションする力などを養い、社会人として自立してことのできる資質・能力の育成が図れる。</p> <p>学力の向上 無学年制による習熟度別指導などによる子どもの発達段階、達成状況に応じた指導により学力の向上が図れる。</p> <p>部活動の充実、行動規範の習得 多数の生徒による部活動の活性化・異年齢交流等により心身の鍛練、集団生活の規律を身につけることができる。</p> <p>教育改革の推進 小中一貫校の実現により、区他の学校の特色のある学校づくりや、地域に開かれた地域の中にある学び舎としての学校づくり、小中連携教育の推進を図る。また、杉並以外の近隣地域の公立学校の運営のあり方に大きな影響を与え、さらには教育の地方分権を加速する役割を果たす。</p>	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	<p>区立の「小中一貫校」を創設する。管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。</p> <p>区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。</p> <p>当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる</p>

08 文部科学省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1200	1200020	学校設置者以外の学校の管理・運営の容認	杉並区の設置する公立小中一貫校を地方独立行政法人により管理・運営する。このことにより、理事会の設置や寄付金の提供などで、地域の意向を反映させた住民参加型の学校運営を行う。	「新しいタイプの学校」の運営は、これまでの方式では対応しきれない。構造改革特区で、株式会社やNPOにより学校設置が認められているが、区は、これらとは異なり、設置はあくまで区とし、教育委員会の責任を確保し、区内児童生徒の公教育の機会の公平性を担保できる地方独立行政法人による運営を目指す。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる
1200	1200030	公立小中学校を地方独立行政法人に管理委託する。	地方独立行政法人が区立学校の管理を受託し、学校教育を行う。	次に掲げる目的を達成するためには、地方独立行政法人に小中一貫校の管理を委託する必要がある。公立学校でありながら、私立学校ではない、新しい住民参加による学校運営が可能となる。現行の学校教育法や私立学校法が規定する経営手法とは異なり、法人による公設民営方式により、住民参加・民間活力による学校運営が可能となり、私立学校、株式会社による学校運営などではなく公教育の改革、充実を期待する地域の教育ニーズに応えられる。民間活力を生かした新たな学校運営が行える。教職員の独自採用、教科書の選定、特別負担金の徴収、寄付の活用により、公費負担を変更せず、義務教育の公平性を損なわず低廉な保護者負担で、地域の教育ニーズに応えられる。(これまでの義務教育には不満、ただ私立には行かせられない。) 学校運営が安定的に行える。義務教育課程の学校の運営においては、学校運営が安定的かつ継続的に行えることが重要である。法人制度を活用することにより、義務教育の公平性、安定性を確保できる。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる

08 文部科学省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1200	1200040	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命に際して設立団体の教育委員会が関与する。	設立団体の長が小中学校を管理する地方独立行政法人の理事長を任命するときは、当該設立団体の教育委員会の意見を聴いて行う。	設立団体の長が持つ理事長を任命する権能に、教育委員会が関与することで、義務教育課程における教育委員会の責務を果たす。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	<p>区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる</p>
1200	1200050	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人への中期目標などの規定の適用除外	地方独立行政法人法で規定する中期目標の設定、中期計画及び年度計画の設定、年度ごとの業務実績の評価などは、地方独立行政法人との委託契約で対応する。	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人は、区が設置する学校を受託管理する事業だけを行うものであり、当該事業に係る委託契約で対応することが妥当である。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	<p>区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる</p>

08 文部科学省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1200	1200060	小学校設置基準及び中学校設置基準の緩和	小・中一貫校を設置し、学級定員を30人とする生活指導を中心とする学級運営、無学年制の習熟度別指導・少人数指導による学習活動を行う。	小中一貫校に適合した基準とする必要がある。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	<p>区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる</p>
1200	1200070	学級編制及び教職員定数標準の緩和	小中一貫校を区内に設置し、学級編制を30人とする予定である。ただし、学級編制基準を40人から30人に変更するものではなく、弾力的運営により、30人の学級とする。したがって15人、16人の学級は生ぜず、30人の学級人数に学級数を乗じた人数を超える希望数のあった場合は、抽選により入学者を定める。こうした学級編制に標準法に定める教職員配置数の例外を設け、少人数学級を通常の学級とみなして、県費負担教職員を配置する。	区が設置する「新しいタイプの学校」では、1学級の児童生徒数を30人とする。こうした教育を実施するために、少人数学級を標準定数の学級とみなして、教職員の配置を行うことが必要である。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	<p>区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる</p>

08 文部科学省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1200	1200080	県費負担教職員(校長を含む)の任命権を区教育委員会に付与	都道府県が持つ任命権を市区町村に移すことにより、小中一貫校を委託する地方独立行政法人に適した教職員を派遣する。	地方独立行政法人が管理する「新しいタイプの学校」の目的を達成するためには、区への帰属意識を持ち、区の教育目標及び教育の向上に取り組む教職員を確保し、地方独立行政法人の管理する学校に適した校長、教頭、教職員を派遣する必要がある。こうした目的のためには、都が任命権を有する現在の制度では対応できないため、区教育委員会がすべての教職員の任命権を持つことが必要となる。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	<p>区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる</p>
1200	1200090	区教育委員会任命職員の県費負担教職員人件費相当額の担保	区が任命する県費負担教職員の給与は、市町村立学校職員給与負担法に基づいて都が負担し、都の支出金を受け区が支給する。	区が任命権を持つのは、地域のニーズに適した教職員を、地方独立行政法人が管理する小中一貫校に派遣するためであり、当該校は区立学校であるので、義務教育費国庫負担の趣旨に基づき、現行制度を適用する必要がある。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	<p>区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる</p>

08 文部科学省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1200	1200100	県費負担教職員への超過勤務手当及び旅費の区市区町村からの支給	区が設置する小中一貫校で行う上乗せ授業の実施に際して必要となる、教員の超過勤務、旅費などを、区市町村が、支給できるようにする。	市町村立学校職員給与負担法及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法により超過勤務手当や旅費などは都が負担することになっている。区が設置する小中一貫校では、他の小中学校と異なるカリキュラムを実施するため、これまでの超過勤務手当や旅費の支給基準では対応できない。そのために都により負担される旅費、超過勤務手当に加えて、区が負担して超過勤務手当、旅費が支給できるようにする。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる
1200	1200110	特別負担金の徴収	学習指導要領に基づく、義務教育の範囲を超える独自の教育カリキュラムによる授業(以下、上乗せ授業という)の実施によって生じる経費のうち、一定額(低額)については、特別負担金を徴収する。経済的事情により負担が困難な児童・生徒に対しては、減免制度を設ける。 * 上乗せ授業について 他の区立小中学校では実施されない小学校1年からの英語学習、小学校5年からの選択教科の導入等による、通常の授業時間数を超過して行われる授業時間のこと。	区立小中学校で行われていない上乗せ授業を実施するに当たり、区内他の公立小中学校に通う児童生徒との均衡を保つため、また経済的な事情から私学に通うことができない児童生徒に対し、安価な経費で、通常の公教育の範囲を超えた教育を実施するために、特別負担金を徴収する。特別負担金は、上乗せ授業に必要な教職員の増員分、時間外手当相当分などに充てられる。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる
1200	1200120	教科書採択権限の地方独立行政法人への委譲	地方独立行政法人が管理する小中一貫校の教科書については、当該校の教育にふさわしい教科書を検定済み教科用図書から教科書選定委員会において選定し、採択する。	地方独立行政法人の自主性を尊重し、小中一貫校の目標に沿った教育を実施するために教科書の採択を当該地方独立行政法人に委ねる必要がある。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる

08 文部科学省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1200	1200130	公立小中学校の休業日の変更	月曜日から土曜日まで授業を行う。授業時数を確保し、平日の午後は部活動の充実を図る。	児童・生徒の負担を考慮すると平日の授業時間を延長する方法では、十分な授業時間・部活動時間の確保は難しいため、土曜日の学校開設を提案する。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	<p>区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる</p>
1200	1200140	地方独立行政法人への寄付を税控除の対象とする	地方独立行政法人が管理する小中一貫校は、理事会に地域代表を入れるなど、これまで以上に地域密着型の法人運営を予定している。当該法人への寄付により、地域住民、地域民間企業、個人事業主などの支援の輪が一層広がり、地域密着の学校としての基盤の確保につながるものとなる。	地方独立行政法人が管理する学校を寄付金控除の対象とすることにより、地域住民、地域民間企業、個人事業主などの支援の輪が一層広がり、地域密着型の学校としての健全な財政基盤の確立につながる。また、現行法では独立行政法人や私立学校法に規定する学校法人に対する寄付金は寄付金控除の対象とされており、既存の私立学校と同等の寄付金控除の対象とすることで、競争条件の確保を求めるものである。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	<p>区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる</p>

08 文部科学省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1151	1151010	NPO法人学校の対象範囲の拡大	<p>私たちは2004年4月に、箕面市にNPO法人による無認可の学校を開校し、不登校児童・生徒のほか、既存の学校では提供されない特別な教育ニーズを持つ子どもたちも受け入れている。ここでいう特別な教育ニーズというのは、外国語、芸術、多文化教育などの特化した教育分野というばかりでなく、個別化教育やプロジェクト学習による経験型教育などの生徒一人ひとりの教育ニーズに柔軟に対応できる教育方式も含んでいる。この特例措置によって、不登校児童・生徒のみならず、そのような教育ニーズを持った子どもたちも通える特区学校を創りたい。なお本構想では、NPO法人学校が今回提案している公設民営学校の委託先となるよう規制緩和を求めている。</p>	<p>NPO法人が設立できる学校を「不登校児等」を対象とした学校に限定することは、NPO法人が設立する学校の種類を限られたものとしてしまう。今日、「地域のニーズ」はきわめて多様化しており、学校はそうしたニーズに応えるべきである。私たちが創る学校は、子どもたち一人ひとりの学習ニーズに応じられるように小規模で、複学年クラス制、個別学習重視、プロジェクト学習重視の教育を行うので、不登校や学業不振の子ども達に対しても、十分な教育効果が期待できる。</p>	大阪府	NPO法人大阪に新しい学校を創る会	みのおパイロットスクール構想	<p>現行の学校教育では充足できにくい多様な教育ニーズに対応するため柔軟できめ細かな教育ができる小中一貫の実験学校を箕面市に設置する。この学校は公設民営方式で運営されるもので、地方公共団体が学校の設置主体となり、その管理運営をNPO法人等の民間学校事業者に委託する。地方公共団体は、市の遊休施設の供与、市費・県費負担教職員の派遣または管理委託金の供与などの措置をとるものとする。上記の先導的な試みを実現するため本構想では、次の特例措置を要望している。(1)NPO法人学校の対象範囲の拡大、(2)公設民営方式による公立小・中学校のNPO法人による学校運営の容認。</p>
1183	1183010	NPO法人によるろう児のための学校設置の容認	<p>東京都内でろう者自身が日本で初めてバイリンガルろう教育を行ってきたNPO龍の子学園。その成果は保護者の方々をはじめ学識経験者に評価され、関東近県はもとより全国から通ってきている。役割は日本のバイリンガルろう教育の実践研究であり、新しい選択肢の一つとしてその成果を全国に広めることである。ろう者教師が中心となって教えることでろう児は母語(日本手話)で聴児と同等のコミュニケーションができ指導・授業内容は聴児と同等である。また、成人ろう者、ろう児の集団からまさに生きる力の習得することができる大切な学びの場である。現在、聾学校では、ろう児の言語である日本手話による教育が行われておらず、教員とのコミュニケーションがとれず、指導内容・授業内容が理解できない。そのために不登校にならざるをえない状況でもある。</p>	<p>5次提案の貴省の回答状況は当初「D-2:特区の特例により対応可能」としておりながら、最終的には「C:特区として対応不可」となりました。ご回答の中で「株式会社の場合とNPO法人の場合で要件が異なる理由については、第二次提案対応の際に特区推進室と当省の共通理解のもとに整理している」とされていますが、なぜ、当初「D-2」と回答されたのでしょうか。過去の提案について、貴省からの回答内容を再度確認しましたが、NPO法人が設立できる学校を「不登校児等」を対象とした学校に限定する理由は見あたりませんでした。また、「第五次提案では本件に関して地方公共団体からのご提案がなく、本提案の実現に向けては、いましばらく各地域におけるNPO法人と関係地方公共団体の取組み、連携協力の進捗状況を見守っていく必要がある」とご回答をされていますが、地方公共団体からの提案の有無は無関係ですし、NPO法人に限って要件が限定されているゆえに地方公共団体との連携協力が進まないのが実情です。さらに、構造改革特別区域法第13条第1条にもある「教育上特別な指導が必要であると認められる児童、生徒又は幼児を対象」とありますが、ろう児の言語である日本手話によるろう教育は該当もしないのでしょうか。明確な理由をご説明いただきたく、ここに再提案いたします。</p>	東京都	NPOバイリンガルろう教育センター(特定非営利活動法人バイリンガル・バイカルチュラルろう教育センター)	バイリンガルろう教育実践研究プロジェクト	<p>5年前から日本で初めてバイリンガルろう教育を実践してきたNPO龍の子学園。ろう者の教員が中心となつてろう児に手話(日本手話)と書記日本語による教育を行い、ろう児が聴児と同等の学力を身につけることを目標としている。その成果は保護者の方々をはじめ評価され、関東近県はもとより全国から通ってきている。日本言語政策学会をはじめとした言語学者、アメリカギャローデット大学など世界からも注目を集めている。日本におけるバイリンガルろう教育の実践研究は急務であり、新しい教育選択肢の一つとしてその研究成果を日本国内をはじめ世界に広めることである。</p>

08 文部科学省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1213	1213010	NPO法人立学校の対象要件「不登校児等」の拡大	<p>当校は、少人数クラス編成で幼児から高等部までの一貫したシュタイナー教育を実践する法的に認可された小規模学校の設立を目指す。「不登校児」のために設立された学校と、特徴ある教育を積極的に求めて通う学校とは、その教育内容と社会的意義も違ってくる。要件を拡大することによって、多様な教育のひとつであるシュタイナー教育を実践する学校の本来持っている当校の実績が正しく社会に受け止められ、法的に認可された学校として、特徴ある教育を実践する新しいタイプの学校のひとつのモデルとして今後の教育行政に貢献できる。廃校を活用することで、地域の特性を生かした総合学習の内容の授業も豊富に盛り込み、近隣の自然環境や地域の人材を生かした学校づくりが可能になる。また、海外の事例からも、シュタイナー学校の卒業生は、自ら考え行動する自立した社会人として、個性を十分生かした職業に就き、多方面で活躍している。本校の卒業生も、世界に対して心を開き、地域社会に貢献することを喜びとするような人材として成長していくと確信している。</p>	<p>原則既存の学校に通学しないでNPO法人が運営する学校に通う子どもたちは、行政から見るといわゆる「不登校」として解釈されているのが現状である。特区NPO法人立学校は、あえて「不登校」問題の解決のためにのみ限定されて設置を認可されている。「不登校」の子どもたちの対応に苦慮しているため、NPO法人立学校が不登校対策の学校として認可される印象が否めない。原則既存の学校が主であり、特区NPO法人立学校は補完的役割を担う存在として設置されることになる。これでは、真に教育改革を求める国民の意思に反しているのではないか。当校のように新しい教育観を抱いて入学してくる児童・生徒・保護者たちが増え続けているのは、もはや、原則既存の学校では対応しきれず、多様な価値観に基づいた教育行政を求める国民の願いに対策が追いつかない状況であることの証明である。更に、「不登校児等」の範囲で学校設置された場合、当校の設立趣旨が社会に正しく周知されることが困難になり、「不登校児」の救済機関として入学希望者が増えていくことが予測される。また、第5次提案回答では自治体との交渉に至っているNPO法人の存在はあるかとの指摘があったが、法的制度の緩和の必要性和自治体交渉状況は分けて論ずるべきと考える。</p>	東京都	特定非営利活動(NPO)法人 東京賢治の学校 自由ヴァルドルフ・シュレ	教育改革特区「廃校を活用しての幼・小・中・高一貫の特色ある小規模学校」の設置	<p>NPO法人が運営している学びの場が、特区制度のもとで校地校舎を借用して法的に認知された学校を設立する場合は、まず廃校利用が考えられる。しかし、廃校の中に高等学校の運動場の基準を満たす学校は極めて少ない。そこで、高等学校の運動場面積の基準を3分の1とすれば、小・中学校の廃校を活用しての高等学校までの設置が可能になる。更に、指定管理者制度の適用範囲に学校や実績のあるNPO法人等の教育機関を含めることで、廃校を利用した学校設立が更に容易になる。また、NPO法人立学校の対象要件「不登校児童等」の拡大で、シュタイナー教育に代表される新たな教育観を持つ学校の設立趣旨を尊重することができる。</p>
1079	1079010	NPO法人立学校への県費負担教職員の無期限派遣	<p>NPO法人立学校を設立し、その教職員の一部に、派遣してもらった公立学校の教職員を無期限で充てる。 NPO法人立学校に、その学校の方針や教育方法に適った公立学校の教職員を期限を設けずに派遣してもらえようになれば、NPO法人立学校が作りやすくなるために設立しようとするところが増え、各地に不登校児童生徒のための学校ができるので、不登校児童生徒が減少することが予想される。それにより、不登校対策のための費用が従来よりも少なくてすむようになる。</p>	<p>NPO法人が不登校児童等の教育を行う学校を設置することは認められたが、助成金を含めた財政面での支援が全くないために、財政基盤の弱いNPO法人はそうした学校を設立したくてもできずにいるのが現状である。せっかく認められた「NPO法人立学校」を、「新たな財政措置を講じない」という特区の大前提を崩さずに活用するためには、既存のリソースを有効に活用するしかない。 全国で14万人といわれる不登校児童生徒が学校に行かないことにより、そうした児童生徒が公立学校に通うことを前提に雇用した公立学校の教職員には、余剰人員が出るはずである。その人員を、公立学校の代わりとして教育を行うNPO法人立学校にまわすというのは、至極理にかなっていると思われる。そもそも不登校児童生徒等に向けた教育に限定されているNPO法人立学校は、いわば公教育の「補完」の役割を担っているようなものである。であるとすれば、自治体が可能な限りの支援をするのは当然であると言えよう。ただし、派遣される教職員は誰でもいいわけではなく、数年毎に入れ替わるといっても望ましくない。やはりそれぞれの学校の教育方針等に適した人物が、長年その学校にいられるようにする必要がある。</p>	神奈川県	NPO法人 湘南に新しい公立学校を創り出す会	民立公援型の学校設立特区	<p>湘南に新しい公立学校を作り出す会は、湘南地域でNPO法人立学校を設置し、そこに公立学校の教職員を無期限で派遣してもらい、教職員の一部に充てたいと考えている。 現状では、地方公共団体が必要性を認めた公益法人に地方公務員を派遣することができることになってはいるが、その期間は最大で5年までとされている。長期にわたっての関わりが必要な教育の世界でこれは短すぎるので、派遣期間を「無期限」とする特例を設けていただきたい。 これが可能になれば、NPO法人立学校が作りやすくなるため、各地に不登校児童生徒のための学校ができ、不登校が減って、不登校対策のための費用が少なくてすむようになるだろう。</p>

08 文部科学省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1042	1042010	小中学校教職員が医師の指示のもとで障害のある児童生徒の介助業務の医療的ケアを行えるようにする	地域の学校でともに学び、ともに生きることを基本に、日常的に医療的ケアを必要とする子どもの就学を支援するために、医師法第17条の特例を導入することにより、主治医・学校医の指示と看護師の指導のもと、実践的シミュレーション研修を受けた当該校教職員が、保護者の同意を受け、口腔までの吸引・経管栄養・自己導尿補助など主治医・学校医の指示の範囲内の医療的ケアを学校等教育活動の中で行えるようにする。	地域の普通学校に希望して就学している障害のある子どもへの教育効果は大きく、子どもの健康状態にも好影響を及ぼしていることは多く報告されている。しかし、看護師の配置の義務が無い学校では医療的ケアを行える職員がいないので、家族にかかる負担が大きく、家族には認められている医療的ケアを実践的な研修を受けた職員が医療的ケアを行うことを保護者が同意することで共に学び、共に遊ぶ教育を実現させることができる。	大阪府	箕面市	医師等による研修を受けた教職員と訪問看護師が公立小中学校で医療的ケアを行う特区	地域の学校でともに学び、ともに生きることを基本に、日常的に医療的ケアを必要とする子どもの就学を支援するために、医師法第17条の特例を導入し、主治医・学校医の指示と看護師の指導のもと、実践的シミュレーション研修を受けた教職員が、保護者の同意を受け、口腔内吸引・経管栄養・自己導尿補助等主治医・学校医の指示の範囲内の医療的ケアを学校教育活動の中で行えるようにする。健康保険法第88条第一項の訪問看護療養費について「居宅」の解釈を学校に拡大することで、特例を導入し、訪問看護師を学校に派遣し、医療的ケアの実施及び日常的な教職員の直接指導をできるようにする。
1276	1276010	住民参加型の学校運営委員会の独立機関化	(事業内容) 条例設置による学校運営委員会を執行機関として位置付け、地域の学校の運営主体とする。 学校運営委員会の委員は、地域の保護者、公募市民、校長、教職員、教育委員会部局職員、市長部局職員等とし、市長が委嘱する。 学校、中学校各1校を条例でモデルとして行う。 (効果) 教育委員会は、学校運営の権限の一部をこの機関に委任することにより、市民自治の本旨に基づき、市民が責任を持って学校運営に取り組むことができる。独立機関とすることで、市長部局、教育委員会と対等で連携を取ることができる。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づく学校運営協議会は、コミュニティスクールとして学校運営に地域住民の意見を任命権者が尊重するという点で評価はするが、残念ながら教育委員会の諮問機関を超えず、市民が責任を持った運営主体とはなりえない。前回市長の委員の任命について教育委員会の職務執行の独立性が保たれないとの意見をいただいているが、学校運営協議会のメンバーの構成には学校長、教職員、教育委員会事務局職員も含み、その心配はないと考える。地域住民参加型の学校運営組織であるためには独立機関として教育委員会、市長部局と対等であり、その責任主体であることが必要である。当然そのためには地域への説明責任を果たすことが重要である。 以上の考えから再度提案するものである。	岐阜県	岐阜県多治見市	住民参加型の教育特区	新地教行法第47条の5において、住民参加型の組織による学校運営の実現を目的とする学校運営協議会制度が創設されました。しかし、この協議会は諮問機関の枠を越えるものではないため、本市の提案は、条例により「学校運営委員会」を設置し、この機関を執行機関的な独立機関として位置づけ、教育委員会が学校運営の権限の一部をこの機関に委任し、市民自治に基づき、地域の財産である学校を運営し、本市に将来も住み続けてもらう人材を育成する市民教育を目指すものです。
1276	1276020	教育委員会の権限である校長、教職員の任命権、人事権を住民参加型の学校運営委員会に委任	(事業内容) 校長の公募と任命権を学校運営委員会に委任 教頭を含めた教職員の選考及び、任命権を学校運営委員会に委任 教職員の研修実施、勤務評定の実施権限学校運営委員会に委任 (効果) 地域が期待する学校像に適した校長、教職員が確保できる。	前回の提案時において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく学校運営協議会で、学校運営全般について意見が言え、地域住民の意向を実質的に反映できるとされ、また地方公務員法上第三者に権限を委譲できないとされている。本市が提案する学校運営委員会が諮問機関でなく独立機関として、県、市の教育委員会の権限を責任を持って果たすことにより、真の市民自治、住民参加の特色ある学校運営が可能となると考える。現行法上地方公務員法により、教職員の任命権に制限があるので、その規制を緩和するために提案する。	岐阜県	岐阜県多治見市	住民参加型の教育特区	新地教行法第47条の5において、住民参加型の組織による学校運営の実現を目的とする学校運営協議会制度が創設されました。しかし、この協議会は諮問機関の枠を越えるものではないため、本市の提案は、条例により「学校運営委員会」を設置し、この機関を執行機関的な独立機関として位置づけ、教育委員会が学校運営の権限の一部をこの機関に委任し、市民自治に基づき、地域の財産である学校を運営し、本市に将来も住み続けてもらう人材を育成する市民教育を目指すものです。

08 文部科学省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1276	1276030	学校の管理運営の予算編成、執行権限を住民参加組織の学校運営委員会に委任	<p>(事業内容) 予算執行する権限を市長部局、教育委員会部局から学校運営委員会に委任</p> <p>(効果) 学校運営委員会が、与えられた予算枠内で、地域の需要に応じ自由裁量で柔軟に予算執行できる。</p>	<p>地域の特色ある学校づくりには、予算の柔軟な執行は不可欠であるといえる。一定の枠内の執行権限を委任することで、地域の独自性を学校作りに反映することが可能になると考えるものである。</p> <p>第2回の提案は、総額を学校に配分し地方自治法に定める予算の款項目の制限の撤廃、貯金も認められることを求めるものであったが、今回の提案は予算編成、執行権限を学校運営委員会が自ら行うことができるようにするものである。</p>	岐阜県	岐阜県多治見市	住民参加型の教育特区	<p>新地教行法第47条の5において、住民参加型の組織による学校運営の実現を目的とする学校運営協議会制度が創設されました。しかし、この協議会は諮問機関の枠を越えるものではないため、本市の提案は、条例により「学校運営委員会」を設置し、この機関を執行機能的な独立機関として位置づけ、教育委員会が学校運営の権限の一部をこの機関に委任し、市民自治に基づき、地域の財産である学校を運営し、本市に将来も住み続けてもらう人材を育成する市民教育を目指すものです。</p>
1276	1276040	教育課程の編成権限を住民参加組織の学校運営委員会に委任	<p>(事業内容) 国が基準として定めている学習要領等の教育課程の基準に基づき、教育課程の編成、教科の設定、授業時間の設定について、教育委員会の権限を学校運営委員会に委任</p> <p>児童・生徒自身が知的好奇心をもって自ら進んで取り組むことができるようにするために基準外教育課程の編成権等を構造改革特別区域基本方針別表802「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」を活用しながら学校運営委員会が決定する。</p> <p>(効果) 地域の需要に応じた市民教育の実現が期待できる。</p>	<p>前回提案時において、教育課程の編成は校長の権限であり、また地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく学校運営協議会で教育課程の編成を含めた学校運営の基本方針の承認が必要で、かつ校長はその意見を尊重することとされており意向は反映できるとの意見をいただいているところである。本市が提案する学校運営委員会は条例に基づき、執行機能的な独立機関として位置付け、メンバーにも校長、教職員、教育委員会事務局職員も含むとしている。諮問機能的な立場ではなく、学校運営委員会がその責任主体となることを提案するものである。</p>	岐阜県	岐阜県多治見市	住民参加型の教育特区	<p>新地教行法第47条の5において、住民参加型の組織による学校運営の実現を目的とする学校運営協議会制度が創設されました。しかし、この協議会は諮問機関の枠を越えるものではないため、本市の提案は、条例により「学校運営委員会」を設置し、この機関を執行機能的な独立機関として位置づけ、教育委員会が学校運営の権限の一部をこの機関に委任し、市民自治に基づき、地域の財産である学校を運営し、本市に将来も住み続けてもらう人材を育成する市民教育を目指すものです。</p>
1276	1276050	教科書採択権限を住民参加組織の学校運営委員会に委任	<p>(事業内容) 教科用図書の採択権の学校運営委員会への委任（小学校及び中学校において使用する教科用図書を検定を経た教科用図書のうちから採択する権限を学校運営委員会に委任する。）</p> <p>(効果) 地域の住民参加により、地域の需要に応じた教科書の採択が可能となり、市民教育の充実が期待できる。</p>	<p>前回提案時には、教科書の採択は保護者等の参画は必要としながら、専門的な十分な調査、公正な確保の必要性から困難であるとの回答を受けましたが、本市が提案する学校運営委員会は、校長、教職員、教育委員会事務局も加わり、また専門的知識を有した部会も検討しており、心配される公正の確保は問題ないとする。教科書は学校教育の基本となるものであり、学校単位でまた地域参加で決定すべきものであり、学校運営委員会がその責任のもとで決定することが必要であるとの認識で再提案するものである。</p>	岐阜県	岐阜県多治見市	住民参加型の教育特区	<p>新地教行法第47条の5において、住民参加型の組織による学校運営の実現を目的とする学校運営協議会制度が創設されました。しかし、この協議会は諮問機関の枠を越えるものではないため、本市の提案は、条例により「学校運営委員会」を設置し、この機関を執行機能的な独立機関として位置づけ、教育委員会が学校運営の権限の一部をこの機関に委任し、市民自治に基づき、地域の財産である学校を運営し、本市に将来も住み続けてもらう人材を育成する市民教育を目指すものです。</p>

08 文部科学省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1016	1016010	通信制高等学校における専門教育を施すための施設、教室、図書室及び保健室について、同一敷地内又は隣接地に所在する他の専修学校(専門課程)の施設と兼用することを可能とする。	通信制高校における校舎に備えるべき施設のうち、専門教育を施すための施設、教室、図書室及び保健室について、同一敷地内または、隣接地に所在する専修学校(専門課程)の教育の用に供する施設と兼用することができることとするにより、高等学校においては、有為な職業人を多数育成するとともに、望ましい勤労観・職業観の育成や豊かな感性や創造性を養う総合的な人間教育を目的として、専修学校での学修の単位認定を行うなど、学校連携により、特色ある職業感覚を持った人材が育成できると考えられます。地域にとっては、学校連携による特色ある教育地域が形成され、経済的、社会的効果が期待できます。	現状の高等学校通信教育規定では、同一敷地内又は隣接地に所在する他の高等学校の教育の用に供する施設と兼用することができるとなっていますが、同一敷地内または、隣接地に所在する通信制高校と専修学校(専門課程)の教育の用に供する施設を兼用することを可能とすることによって(専修学校の夏期休暇時の未使用教室の使用など、それぞれのカリキュラムの独立性や教育の水準は保ちながら)、同規定にある、専門教育を施すための施設として、専門学校(専門課程)の施設を使用することや、すでに実施されている専修学校での学修の単位認定を行うことなど、高等学校と専修学校が連携することにより、特色ある職業感覚を持った人材が育成できると考えられます。なお、同一設置者なので連携した教育はもちろんのこと施設の使用に伴う両学校間の調整は、十分できるものと考えられます。	東京都	学校法人タイケン学園	通信制高校と専修学校の兼用の可能化	通信制高校における校舎に備えるべき施設のうち、専門教育を施すための施設、教室、図書室及び保健室について、同一敷地内または、隣接地に所在する専修学校(専門課程)の教育の用に供する施設と兼用することができることとするにより、高等学校においては、有為な職業人を多数育成するとともに、望ましい勤労観・職業観の育成や豊かな感性や創造性を養う総合的な人間教育を目的として、専修学校での学修の単位認定を行うなど、学校連携により、特色ある職業感覚を持った人材が育成できると考えられます。地域にとっては、学校連携による特色ある教育地域が形成され、経済的、社会的効果が期待できます。
1023	1023010	専門教科「体育」を高等学校の「職業に関する教科」とすること	平成17年に専門学校JAPANサッカーカレッジが高等課程を開設する。同校が当開志学園高等学校の技能教育施設となることで、同校で実施する教育の一部を技能連携科目として当校で単位を認定することが可能になり、在籍する生徒の修学上の負担軽減に繋がる。 現行規則では、技能連携科目は「職業に関する教科」となっており、その中に教科「体育」は含まれない。しかし、JAPANサッカーカレッジ高等課程の生徒は、職業としてのサッカーを目指しており、ここでの「体育」は「職業に関する教科」即ち技能連携科目に該当すると判断する。そのことにより生徒の負担も軽減され、プロサッカー選手の早期育成にもつながることを期待するものである。	第5次特区提案で「通信制高校の技能教育施設における授業拡大構想」を提出し、「現行制度で対応可能(D-1)」との回答を受けた。当開志学園高等学校とJAPANサッカーカレッジ高等課程の両方に籍を置く生徒にとって、現行では当校に通わなくてはならないが、同高等課程が技能教育施設に指定されることで、学修上の負担は飛躍的に軽減される。さらに同高等課程で行われる教育の一部を本校の技能連携科目として単位認定することは、その分本校での履修単位数が減ることから、両校に籍を置く生徒にとってのメリットは高いと思われる。 しかしながら、高等課程での教育は「サッカー」や「体育理論」に特化しており、現行では、専門教科「体育」がいわゆる職業に関する科目には該当しないため、技能連携科目になり得ず、従って同高等課程は技能教育施設になり得ない。 しかし、今回対象となる生徒は、職業としての「サッカー」を希望しており、専門科目「体育」は職業に関する科目、すなわち技能連携科目に該当すると判断するものである。 本校においても、普通科目としての「体育」以外に、サッカーに特化した専門教科としての「体育」を設定しており、技能連携校に対し、高校単位認定上の密接な連携や指導が行える体制にある。 高等学校の「専門教育に関する各教科・科目」における「職業に関する教科・科目」の拡大をお願いしたい。	新潟県	学校法人大彦学園開志学園高等学校	専門教科「体育」を高等学校の「職業に関する教科」とすること	高等学校の「専門教育に関する各教科・科目」における「職業に関する教科・科目」の範囲を拡大し、専門教科「体育」もそれに加えることを提案する。 平成17年に専門学校JAPANサッカーカレッジが高等課程を開設する。そこに在籍する生徒は、同時に当開志学園高等学校にも在籍することで高校卒業資格取得が可能となるよう体制を作った。加えて同高等課程が当校の技能教育施設となることで、同高等課程が実施する教育の一部を当校の技能連携科目として単位を認定することが可能となる。 現行規則(技能教育施設の指定等に関する規則第2条)では、技能連携科目は「職業に関する教科」となっており、その中に教科「体育」は含まれない。しかし、JAPANサッカーカレッジ高等課程の生徒は、職業としてのサッカーを目指しており、ここでの「体育」は「職業に関する教科」即ち技能連携科目に該当すると判断する。 また、本案件に関しては、同5条の適用の可否も検討いただきたい。

08 文部科学省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1126	1126010	札幌レインボータイム教育特区のための特例	札幌の特徴として、冬期には路面が凍結するなど、通学には決して安全であるとは言えない。また、厳冬期には日没が早く、危険性が増す。また、この提案では一年を夏期(4~9月)と冬期(10~3月)に分け、前期には通常より一時間ずつ授業数を増やし、逆に後期には一時間ずつ減らすことで、冬期には早い時間帯に帰宅させる。実施主体を札幌市教育委員会とし、北区において3年の試行期間を設定する。これにより、夏期には教員の負担が増すが、OB・OGの教員あるいは教員免許を有する若者を臨時採用し、OB・OGに生きがいを、若者には定職への意欲を芽生えさせる。	この提言は生徒に多少負担過重の可能性があるので、この事項を削除しなければならない。	北海道	坂倉悠哉	札幌レインボータイム教育特区	札幌の特徴として、冬期には路面が凍結するなど、通学には決して安全であるとは言えない。また、厳冬期には日没が早く、危険性が増す。また、この提案では一年を夏期(4~9月)と冬期(10~3月)に分け、前期には通常より一時間ずつ授業数を増やし、逆に後期には一時間ずつ減らすことで、冬期には早い時間帯に帰宅させる。実施主体を札幌市教育委員会とし、北区において3年の試行期間を設定する。これにより、夏期には教員の負担が増すが、OB・OGの教員あるいは教員免許を有する若者を臨時採用し、OB・OGに生きがいを、若者には定職への意欲を芽生えさせる。
1126	1126020	札幌レインボータイム教育特区のための特例	札幌の特徴として、冬期には路面が凍結するなど、通学には決して安全であるとは言えない。また、厳冬期には日没が早く、危険性が増す。また、この提案では一年を夏期(4~9月)と冬期(10~3月)に分け、前期には通常より一時間ずつ授業数を増やし、逆に後期には一時間ずつ減らすことで、冬期には早い時間帯に帰宅させる。実施主体を札幌市教育委員会とし、北区において3年の試行期間を設定する。これにより、夏期には教員の負担が増すが、OB・OGの教員あるいは教員免許を有する若者を臨時採用し、OB・OGに生きがいを、若者には定職への意欲を芽生えさせる。	この提言は生徒に多少負担過重の可能性があるので、この事項を削除しなければならない。	北海道	坂倉悠哉	札幌レインボータイム教育特区	札幌の特徴として、冬期には路面が凍結するなど、通学には決して安全であるとは言えない。また、厳冬期には日没が早く、危険性が増す。また、この提案では一年を夏期(4~9月)と冬期(10~3月)に分け、前期には通常より一時間ずつ授業数を増やし、逆に後期には一時間ずつ減らすことで、冬期には早い時間帯に帰宅させる。実施主体を札幌市教育委員会とし、北区において3年の試行期間を設定する。これにより、夏期には教員の負担が増すが、OB・OGの教員あるいは教員免許を有する若者を臨時採用し、OB・OGに生きがいを、若者には定職への意欲を芽生えさせる。
1134	1134014	「京都海外人材特区」構想(JETプログラム実施要領の改正)	特に優秀な人材の入国や地域での活動に係る規制を緩和することにより、地域への海外人材の招致を推進し、地域との交流を推進する中から、新たな文化、芸術、芸術を創造する。(左欄1,2関係) 母語や母文化を教える能力を有する在住外国人の活動を拡大することにより、これらを活用した教育の場を提供し、海外人材にとって大きな課題の一つである子どもの教育の推進を図る。(左欄3関係) 有償によるインターンシップに留学生が参加し、また、卒業後一定期間就職活動に専念する期間を設けることにより、地元企業への円滑な定着を促進する。(左欄4,5関係)	「文化優先社会」の世紀に、グローバル化、ポータルレス化に対応し、京都が更なる発展を遂げるため、企業や地域の企業戦略や地域戦略にとって不可欠な京都の「人的資源」として、「海外人材」を地域の活性化や国際化の原動力として活用することが必要であり、文化・芸術・学術の各分野で活躍する海外人材の積極的な招致や活用を推進するため、これらを進めるためには、留学生や研究者の入国、地域での活動推進にとって、重要な課題となっている入国管理や活動規制の緩和が必要であり、経済支弁能力の適正な審査を継続する一方で、特に地域にとって重要である人材については、能力重視による円滑な手続きや地域定着のための活動確保が必要であるため。	京都府	京都府	「京都海外人材特区」構想	大学等が特に推薦する学力優秀な留学生及び研究者について、入国審査の際、経費支弁関係資料を簡素化 短期滞在等で滞在する学者や研究者が、一定期間継続して、報酬を得て講義、研究活動ができるよう、資格外活動許可を緩和 教員免許を有する海外人材や学校等で活躍する英語指導助手が地域の在住外国人に対する母語、母国文化の教育活動ができるよう、活動範囲を拡大 海外人材が国内企業でのインターンシップ(就業体験)を有償で実施できるよう、資格外活動許可を緩和 留学生等が大学卒業後に一定期間就職活動に専念できるよう、新たな在留資格を認定

08 文部科学省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1139	1139010	教育課程の基準によらない教育課程	小学5.6年生に中国語で漢字の「論語」を学習	小学生からの外国語教育は認めていない	埼玉県	NPO国際団楽倶楽部	中学1年生に「論語」を中国語で学習構想	埼玉県所沢市に本拠をもつNPO国際団楽倶楽部(高齢者と外国人留学生の交流団楽の場を提供し相互理解を深める)は提唱します。所沢市内の小学5.6年生から総合学習の時間を使い、日本語と共通漢字を使用する「論語」を中国語で当NPOの派遣する中国人留学生より学ばせ、中国語と文構成の共通する英語を中学生から学ぶことによって、より英語学習を身近なものとして英語の理解度を高め、併せて「論語」を学ぶことによる道徳教育を行い、人としての倫理観を可塑性に富む小学高学年生から高めていく。
1184	1184010	障害程度や種類にかかわらず、すべての幼児・児童・生徒が共に学び生活できる古河市特別支援教育特区	「共に学び、共に生活する」地域を実現するため、学齢期の児童に対しても障害のあるなしにかかわらず、古河市内で学習を保障する場の提供が必要である。そのため、古河市では、特別支援教育ボランティア制度を設け、ボランティアが教員と同等に教育活動を行えるシステムを構築し、養護学校に在籍する児童の居住地交流教育を積極的に進めるためのスタッフとして、交流教育を中心的な役割を担ってもらう。また、高機能自閉症やADHD・LDなど広汎性発達障害のある児童に対し、一人一人の教育的ニーズに応じた教育活動、計画・指導・評価を行い、一人一人に適した学習活動を展開する。	前回の提案では、古河市の特別支援教育ボランティアは現行法で可能であるとの回答であったが、古河市の提案したボランティアは、学習活動に於いて単独で計画・指導・評価を一人一人の児童に行い、教育活動を展開していく。その場合、ボランティアの方が前述のような教育活動を展開することは認められていないため、実際に実施することは不可能であると考え。そのため、無償のボランティアの方にも、教諭と同等の教育活動に従事することを認めて頂きたいと考え、再提案をさせて頂いた。	茨城県	茨城県古河市	障害の程度や種類にかかわらず、すべての幼児・児童・生徒が共に学び生活できる古河市特別支援教育特区	「共に学び、共に生活する」地域を実現するために、学齢期の児童についても障害のあるなしにかかわらず、古河市の中で学習を保障する教育を実現することが必要である。そのために、古河市は、独自に特別支援教育ボランティア制度を設け、ボランティアが教諭と同等の教育活動を行えるシステムを導入し、養護学校に在籍している児童の居住地交流教育を積極的に受け入れる教室のスタッフとして教育活動に従事してもらう。また、広汎性発達障害の児童に対しても、一人一人の教育的ニーズに応じた個別的教育活動(計画・指導・評価)を行う。
1213	1213020	特区制度を活用して設置する高等学校の運動場面積の基準の緩和	当校は、シュタイナー教育を少人数クラス編成で幼児から高等部までの一貫教育を実践する法的に認可された小規模学校の設立を目指している。近隣の廃校を活用しての学校設置も計画しているが、高等学校の運動場の設置基準を緩和することで、すでに、住民に親しまれている小学校跡施設を活用しての学校設置の可能性が広がる。地域と一体となった学校づくりが実現して、地域の特性を生かした教育プログラムが今まで以上に授業に生かすことができる。また将来的には授業を通して様々な角度から地域を学んできた子どもたちが、地域が抱える多くの問題に深く関心を寄せて、積極的に取り組んでいける人材を育成することができる。	特区制度を活用して設置される学校についての校地校舎の自己所有は緩和したが、面積等の数値的基準は緩和されていない。首都圏では高等学校の設置基準として定められている広大な運動場を確保することは困難である。相次いで廃校となるのは、小・中学校ばかりで、学校跡施設を積極的に活用する意思があったとしても、高等部までの一貫教育を実践する学校の設立は不可能に等しい。幼児は15人編成で3クラス、小中高は1学年20人1クラス編成で12学年、全校生285人規模の学校設立を目指すうえでは、高等部の運動場も小中と併用しても半分の5,000平方メートルでも教育内容に支障はないと考える。	東京都	特定非営利活動(NPO)法人 東京賢治の学校 自由ヴァルドルフ・シューレ	教育改革特区「廃校を活用しての幼・小・中・高一貫の特色ある小規模学校」の設置	NPO法人が運営している学びの場が、特区制度のもとで校地校舎を借用して法的に認知された学校を設立する場合は、まず廃校利用が考えられる。しかし、廃校の中に高等学校の運動場の基準を満たす学校は極めて少ない。そこで、高等学校の運動場面積の基準を3分の1とすれば、小・中学校の廃校を活用しての高等学校までの設置が可能になる。更に、指定管理者制度の適用範囲に学校や実績のあるNPO法人等の教育機関を含めることで、廃校を利用した学校設立が更に容易になる。また、NPO法人立学校の対象要件「不登校児童等」の拡大で、シュタイナー教育に代表される新たな教育観を持つ学校の設立趣旨を尊重することができる。

08 文部科学省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1244	1244010	学校運営協議会主導によるキャリア教育特区	<p>「学校運営委員会」の設置を期待する保護者・地域住民がいれば、地元の教育委員会の意思にかかわらず、地方公共団体の長の決定により、各公立学校に、彼らを構成員とする「学校運営委員会」が設置されるようにします。「学校運営委員会」は、校長・教職員の任免権、カリキュラム・教科書等の決定権を有するため、保護者や地域住民の主たる教育ニーズである「キャリア教育の実施」がそのまま学校教育として実現することになります。その結果、「キャリア教育」に有効な「Yes - プログラム」や「キャリアコンサルタントの配置」も可能となります。これは、若年者雇用問題の改善と、有能な人材供給を通じた地域経済の活性化につながり、生徒・児童本人、保護者、地域住民の教育ニーズに応えた学校教育が実現することになります。弊社は、Yes - プログラムに準じた教材開発やキャリアコンサルタントの派遣を通じて、「学校運営協議会」が設置された学校でのキャリア教育に協力していきます。</p>	<p>現在の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」によると、「学校運営協議会」は、その設置や構成員の決定については、教育委員会の判断によるものとされています。また、学校の運営方針について校長から諮問を受けたり、教職員の任免に関して教育委員会に意見を言うことができるとされてはいるものの、「学校運営協議会」自体は最終的・実質的な決定権限を何も有していません。この状態では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の立法趣旨であるところの、「『学校運営協議会』を通じて地域ニーズを最優先した『地域運営学校』の実現」が、十分には達成されえないこととなります。そこで、「学校運営協議会」を通じて、保護者や地域住民の声が反映された学校教育の実現を法的に確実にするために、特に「学校運営協議会」の構成員である保護者や地域住民から要望が強い「キャリア教育」を実施することができるようにするために、学校運営委員会の設置・構成員については、教育委員会ではなく、学校が所在する市区町村の首長の決定権限とし、校長を含む教職員任免権や、学習指導要領に拠らないカリキュラム・教材の採用の決定権も、最終的に学校運営協議会が有するようにします。</p>	東京都	株式会社東京リーガルマインド	学校運営協議会主導によるキャリア教育特区	<p>公立学校に「学校運営協議会」が設置されている場合、その学校における教職員(校長を含む)の任免やカリキュラム・教科書の選択については、教育委員会ではなく、学校運営協議会が最終的な決定権限を持つようにする。</p> <p>学校運営協議会の設置自体やその構成員の決定は、当該学校が所在する市区町村長の権限とする。</p> <p>学校運営協議会が決定するカリキュラムは、学習指導要領に優先することをルール化する。以上により、地域住民・保護者・児童・生徒の間で「キャリア教育」プログラムへのニーズが高い場合、学習指導要領や教育委員会の方針との不一致を根拠に実施不可とはされず、学校運営協議会を通じて実施決定ができるようにする。</p>
1245	1245010	日本語学校の設置基準を緩和する特区	<p>日本語学校の新規設置を促進します。これにより、外国人の受け入れ増加と日本語学校の拡充が図られます。</p>	<p>近年、わが国においては経済の活性化や国際交流という観点から、外国人留学生や旅行者の受け入れ需要が高まっています。そうした状況の中で、日本語学校の拡充は外国人の受け入れを促進するものとして重要な意味を持っています。</p> <p>しかし、平成5年7月14日に改訂された「日本語教育施設の運営に関する基準について」によると、第14条において校地は自己所有でなければならないと規定されています。このことは、新たに日本語学校を開設しようとする事業者にとっては決定的な参入障壁となっており、実質的に日本語学校の拡充を困難にするものであるといえるからです。</p>	東京都	株式会社東京リーガルマインド	日本語学校の設置基準を緩和する特区提案	<p>文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準について」の中の</p> <p>第14条に「ただし、校地の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され拘置として安定的に確保されているものとする。」という但書を加えること</p> <p>第15条に「ただし、校舎の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され拘置として安定的に確保されているものとする。」という但書を加えること</p> <p>第2条に定める修業期間を原則3ヶ月以上とし、必要に応じて1ヶ月以上とすることを可能にすること</p> <p>第4条に定める授業時数を3ヶ月にわたり190時間以上、かつ、1週間当たり20時間以上とすること</p>

08 文部科学省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1245	1245020	日本語学校の設置基準を緩和する特区	日本語学校の新規設置を促進します。これにより、外国人の受け入れ増加と日本語学校の拡充が図られます。	<p>近年、わが国においては経済の活性化や国際交流という観点から、外国人留学生や旅行者の受け入れ需要が高まっています。そうした状況の中で、日本語学校の拡充は外国人の受け入れを促進するものとして重要な意味を持っています。</p> <p>しかし、平成5年7月14日に改訂された「日本語教育施設の運営に関する基準について」によると、第15条において校舎は自己所有でなければならないと規定されています。このことは、新たに日本語学校を開設しようとする事業者にとっては決定的な参入障壁となっており、実質的に日本語学校の拡充を困難にするものであるといえるからです。</p>	東京都	株式会社東京リーガルマインド	日本語学校の設置基準を緩和する特区提案	<p>文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準について」の中の</p> <p>第14条に「ただし、校地の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され拘置として安定的に確保されているものとする。」という但書を加えること</p> <p>第15条に「ただし、校舎の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され拘置として安定的に確保されているものとする。」という但書を加えること</p> <p>第2条に定める修業期間を原則3ヶ月以上とし、必要に応じて1ヶ月以上とすることを可能にすること</p> <p>第4条に定める授業時数を3ヶ月にわたり190時間以上、かつ、1週間当たり20時間以上とすること</p>
1245	1245030	日本語学校の設置基準を緩和する特区	日本語学校において短期カリキュラムを組むことが可能となります。これにより、外国人の学習機会を増やすことができ、受け入れを促進します。	<p>外国人留学生や旅行者の受け入れ需要が高まっているわが国にとっては、日本語学校の拡充は外国人の受け入れを促進するものとして重要な意味をもっています。</p> <p>しかし、「日本語教育施設の運営に関する基準について」第2条では、修業期間は原則として1年以上にすることが定められており、ある程度長期に渡って日本語を学習しようとする外国人しか日本語学校には受け入れられないことになっています。このことは、時間的に制限のある外国人や経済的にそれほど余裕のない外国人にとっては、日本語学習の機会が減少していることを意味しています。外国人の学習機会の増加という観点からすると、日本語学習のカリキュラムはより柔軟に準備されている方が望ましいと考えられます。1ヶ月や3ヶ月程度の短期語学カリキュラムが用意されているだけでも、時間的・経済的に制約のある外国人にとっては日本語の習得機会が大幅に増加すると考えられます。</p> <p>わが国における経済の活性化や国際交流という観点からしても、柔軟なカリキュラムを備え外国人を受け入れやすくすることの有用性は高いと考えられます。</p>	東京都	株式会社東京リーガルマインド	日本語学校の設置基準を緩和する特区提案	<p>文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準について」の中の</p> <p>第14条に「ただし、校地の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され拘置として安定的に確保されているものとする。」という但書を加えること</p> <p>第15条に「ただし、校舎の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され拘置として安定的に確保されているものとする。」という但書を加えること</p> <p>第2条に定める修業期間を原則3ヶ月以上とし、必要に応じて1ヶ月以上とすることを可能にすること</p> <p>第4条に定める授業時数を3ヶ月にわたり190時間以上、かつ、1週間当たり20時間以上とすること</p>

08 文部科学省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1245	1245040	日本語学校の設置基準を緩和する特区	日本語学校において短期カリキュラムを組むことが可能となります。これにより、外国人の学習機会を増やすことができ、受け入れを促進します。	<p>外国人留学生や旅行者の受け入れ需要が高まっているわが国にとっては、日本語学校の拡充は外国人の受け入れを促進するものとして重要な意味をもっています。</p> <p>しかし、「日本語教育施設の運営に関する基準について」第4条では、授業時数は1年間にすることが定められており、ある程度長期に渡って日本語を学習しようとする外国人しか日本語学校には受け入れられないことになっています。このことは、時間的に制限のある外国人や経済的にそれほど余裕のない外国人にとっては、日本語学習の機会が減少していることを意味しています。外国人の学習機会の増加という観点からすると、日本語学習のカリキュラムはより柔軟に準備されている方が望ましいと考えられます。1ヶ月や3ヶ月程度の短期語学カリキュラムが用意されているだけでも、時間的・経済的に制約のある外国人にとっては日本語の習得機会が大幅に増加すると考えられます。</p> <p>わが国における経済の活性化や国際交流という観点からしても、柔軟なカリキュラムを備え外国人を受け入れやすくすることの有用性は高いと考えられます。</p>	東京都	株式会社東京リーガルマインド	日本語学校の設置基準を緩和する特区提案	<p>文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準について」の中の</p> <p>第14条に「ただし、校地の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され拘置として安定的に確保されているものとする。」という但書を加えること</p> <p>第15条に「ただし、校舎の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され拘置として安定的に確保されているものとする。」という但書を加えること</p> <p>第2条に定める修業期間を原則3ヶ月以上とし、必要に応じて1ヶ月以上とすることを可能にすること</p> <p>第4条に定める授業時数を3ヶ月にわたり190時間以上、かつ、1週間当たり20時間以上とすること</p>
1251	1251010	幼稚園と保育所制度の一元化	港区芝浦4丁目芝浦アイランド開発地区内において新設する新たな子育て支援施設を幼稚園機能と保育所機能を一体化した乳幼児・児童向け施設として整備運営する。平成16年度基本・実施設計、平成17～18年度工事、平成19年4月オープン予定、約2000㎡、想定定員(幼稚部 3歳 20名 4歳 50名 5歳 50名 計120名、保育部 0歳 12名 1歳 15名 2歳 18名 3歳 20名 計65名 合計 185名)	<p>芝浦アイランド地区で予定している幼保一元化施設の設置に当たって、設置・運営主体、職員の資格、勤務条件、補助制度等について従来の幼稚園、保育所という枠組みを超えた、一体的な制度を創設する。これまで当区では、設置主体の弾力化、給与条件の統合を含む職員資格の整理などを繰り返し提案している。しかしながら、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の創設については未だ検討過程にあり、基本的な枠組みすら不明であって、現時点で地域が自らの制度を具体的に検討するには、地方単独施策によらねばならないものとなっている。そのため、一体的制度創設について特区により別途提案し、本件芝浦地区における新たな施設による先行実施の中で、都市部における地域特性を踏まえた就学前教育・保育にかかわる課題等を把握するとともに、先行的にそれらに対応することを目的とするものである。</p>	東京都	港区	豊かな都心居住と子育て活動を支えるすこやか特区	<p>特区構想全体への展開に先立ち、先行事例として芝浦アイランド地区において幼保一元化施設の経済的社会的効果等を把握します。芝浦アイランド地区で予定している幼保一元化施設の設置に当たって、設置・運営主体、職員の資格、勤務条件、補助制度等について従来の幼稚園、保育所という枠組みを超えた、一体的な制度を創設します。午前中は幼児教育を中心に行い、午後は預かり保育を20時15分まで行うことを想定しています。3期休業は廃止すると共に食育の観点から給食を実施します。また幼稚園教諭と保育士の勤務条件の同一化をはかり同一クラス編成を実施します。また公設民営方式の運営方式の導入も検討します。</p>
1262	1262020	教育委員会の必置規定の廃止	教育に対する責任の所在を明確化するとともに、山積する様々な教育課題に迅速に対応する。	<p>現在、中央教育審議会にて教育制度の見直しの一環として検討されているが、地方教育の組織及び運営に関する法律第23条各号に規定する教育委員会の職務権限は、政治的中立性が重要なものとは言えない。しかし、政治的中立性は教育以外の分野の市長部局における職務権限の多くにおいても当然に求められるものであり、教育委員会のみを特別視し、このために独立委員会として特化して設置する理由はないことから、必置規定の廃止を求めているものである。代替措置を踏まえ、この点に対する貴省の見解を明確に示していただきたい。</p>	埼玉県	埼玉県志木市	地方自治解放特区	<p>地方分権を推進し、危機的な財政状況や少子高齢社会に対応するため、地方の特性を生かした効率的かつ効果的な行政運営の実現に向け、地方の自立や活性化の最大の障害となっている全国一律に規定されている市町村長制や教育委員会の必置の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方を解放する。</p>

08 文部科学省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1262	1262050	教育に関する事務分担	自治体の創意工夫により無駄を省き、効率的な行政運営を展開する。	貴省は、終始一貫して「中立性の担保」を懸念しているが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条で規定している教育委員会の職務権限については、例えば、青少年育成と児童福祉など、市長部局と教育委員会で重複する分野については、中立性が占める比重よりも効率的な行政運営を図る意義の方が大きく、両者で協議の上分担することにより、効率的な行政運営を行うことが可能となる。現行の規定においても、同法第4条第1項、第24条、第28条第1項の規定からすれば、必ずしも中立性が担保されていると解することはできないと考えるが、この点について貴省の見解及びを明確に示していただきたい。	埼玉県	埼玉県志木市	地方自治解放特区	地方分権を推進し、危機的な財政状況や少子高齢社会に対応するため、地方の特性を生かした効率的かつ効果的な行政運営の実現に向け、地方の自立や活性化の最大の障害となっている全国一律に規定されている市町村長制や教育委員会の必置の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方を解放する。
1017	1017010	インターネット等を通じた大学等学則の情報公開化事業	学則は学生と大学との契約の根本をなしており、その情報公開が十分になされれば、学生の大学選択に資することとなる。また、国への届出などの作業が不要となるので、他大学の学則が情報公開されれば、大学同士が切磋琢磨して教育研究水準を高める上での共有財産ともなる。このため、特区において、インターネット等を通じて大学の学則の情報公開を推進しようとする場合は、大学から国に対する届出を簡素化する。	大学等を適切に選択のためには、大学からの十分な情報提供・発信が欠かせない。しかし、最近の大幅な規制緩和によって多種多様な大学が設立されており、受験生が大学選択をする場合の判断材料は不足している。特に、学則は学生と大学との契約の根本をなしており、その情報公開が十分になされれば、学生の大学選択に資することとなる。また、国への届出などの作業が不要となるので、他大学の学則が情報公開されれば、大学同士が切磋琢磨して教育研究水準を高める上での共有財産ともなる。このため、特区において、インターネット等を通じて大学等学則の情報公開を推進しようとする場合は、大学から国に対する届出を簡素化する。	東京都	鳥居聖	インターネット等を通じた大学等学則の情報公開構想	大学等を適切に選択のためには、大学からの十分な情報提供・発信が欠かせない。しかし、最近の大幅な規制緩和によって多種多様な大学が設立されており、受験生が大学選択をする場合の判断材料は不足している。特に、学則は学生と大学との契約の根本をなしており、その情報公開が十分になされれば、学生の大学選択に資することとなる。また、国への届出などの作業が不要となるので、他大学の学則が情報公開されれば、大学同士が切磋琢磨して教育研究水準を高める上での共有財産ともなる。このため、特区において、インターネット等を通じて大学等学則の情報公開を推進しようとする場合は、大学から国に対する届出を簡素化する。
1018	1018010	大学設置における実務家教員の登用の円滑化事業	大学の施設・改組の際の構想・教員組織等に関してより産業界のニーズが反映され、個性豊かで多様な大学の発展に資する。	大学の施設・改組に当たって、最も重要なのは適切な教員の確保である。その際、地域の教育研究のニーズに応じて、既存の学問分野での業績にとらわれずに人材を得ることができるようにすることが大切である。現在の国の制度では、大学設置・学校法人審議会における審査を経ることが必要であり、その審査形態は大学人中心のピアレビューのかたちをとっているが、それらはともすれば伝統的な大学観に縛られたものになっている。特に、教員審査は伝統的な研究業績を重視したものであり、「実務家教員」に関する審査基準などは必ずしも明確と言えない。	東京都	鳥居聖	大学設置等に係る教員審査の明確化、ルール化構想	現在の国の制度では、大学の施設・改組に当たっては大学設置・学校法人審議会における審査を経ることが必要である。特に、教員審査は伝統的な研究業績を重視したものであり、「実務家教員」に関する審査基準などは必ずしも明確と言えない。設置審査の準則化を一層進める観点から、実務家教員に関する審査基準を明確にするとともに、特区において、地域の教育研究のニーズに応じた大学の施設・改組を支援し、教育研究の質の確保について応分の責任を担おうとする場合、教員審査等に産業界などの意見が反映されるような仕組みを設ける。

08 文部科学省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1185	1185010	大学図書館の地域貢献のための質的保証	<p>以下の項目を基本にして、ニーズに適った協定を結ぶことを可能にする。</p> <p>(1)大学図書館で所蔵する資料の利用を地域住民に公開する。 (2)地域住民に対してレファレンス・サービスを提供する。 (3)大学図書館で契約するデータベースを地域住民に開放する。 (4)地域の企業に対してビジネス支援を行う(マーケティング・リサーチの支援、起業に関する調査支援など)。 (5)地域住民が自力で情報探索ができるようになるための講習等を実施する。</p>	<p>大学図書館は知的活動の拠点であり、今後は地域住民の生涯学習やビジネス支援といった教育研究ニーズに応える役割・機能が求められる。また公立の社会教育機関とも連携し、相互補完的に貢献することが期待される。このため、大学図書館の質的充実が地域にとって重要な事項となるが、現在の大学図書館をめぐる環境をみると、ITの発達によって、従来の蔵書数の多寡といった伝統的な尺度のみでは評価し得ない状況になっている。一方、現在の大学設置基準や大学審査は、必ずしもこうした新時代の評価尺度を持ちえているとはいえない。このため、各自治体が、地域の特色と当該大学の特色を理解したうえで、大学図書館整備の際にはサービス内容と水準の維持について具体的に意見を交換し、当該大学との間で網羅的な協定等を締結することができるようにすることを提案する。これにより当該大学に関する文部科学省の設置審査にあたっては、大学図書館の審査を簡素化する。</p>	京都府	井上真琴	大学図書館の地域貢献のための質的保証	<p>大学図書館は知的活動の拠点であり、今後は地域住民の生涯学習やビジネス支援などの教育研究ニーズに応える役割・機能が求められる。その質的充実は地域にとっても重要であるが、現在の大学図書館は、IT技術等の発達によって、従来の蔵書数などの伝統的な尺度のみでは評価し得ない状況になっている。一方、いまの大学設置基準や大学審査も、新時代に合った評価尺度を持ちえていない。このため、各自治体が、大学図書館のサービス内容と水準の維持について意見を交換し、当該大学との間で網羅的な協定等を締結できるようにする。その場合、文部科学省による大学設置審査において、大学図書館の審査を簡素化するようにする。</p>
1246	1246030	特区制度によって認められた株式会社大学の完成年度の短縮	<p>消費者主義に基づく株式会社大学を設立し、地域や学生のニーズに的確に応えた教育サービスの提供を実現します。</p>	<p>文部科学省は、大学設置認可後4年間については、大学設置基準に基づく履行状況報告・調査を行うため、新しい専任教員を配置するためには、文部科学省の認可が必要としています(この履行状況報告・調査が行われなくなる年度を「完成年度」といいます)。このため、株式会社大学が消費者である学生等の希望を聞き、これを速やかに教員配置に反映させることができず、特区の評価期間内に株式会社大学の成果を発揮することが困難となっています。前回の提案で文部科学省は「条件が満たされていれば完成年度が1年になる可能性もあるから、特区で特例措置を設ける必要はない」と回答されています。しかし、実際の運用では完成年度は全く一律に4年とされており、個別に条件を満たしているか否かを判断して決定されているとは思われません。かかる状況を勘案するに、株式会社大学が完成年度を1年と認められる可能性はないと考えられます。そもそも、「完成年度」の制度は、その根拠が平成15年文部科学省告示第44号に求められるとされています。しかし、同告示は「文部科学大臣が…年次計画の履行状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接又は実地により調査することができるとあるのみで、調査が終了するまでの間、教員の配置について審議会の審査を経なければならないとは、いずれの法令等にも規定はありません。文部科学省において、かかる規制を継続されていくのであれば、その根拠法令を明示して頂きたいと考えます。</p>	東京都	株式会社東京リーガルマインド	株式会社大学特区	<p>建築基準法及び消防法が「大学」について一律に厳しい建築基準や防火基準等を定めているため、一般事務棟にテナントを借りて大学を設置することが困難となっている。そこで、一般事務棟を大学のキャンパスとして利用する場合については、消防法および建築基準法の加重の建築基準・防火基準がかからないよう規制を緩和すべき。また、大学設置認可後4年間は、カリキュラム変更には文部科学省の事前届出が必要であり、新しい専任教員配置には、同省の認可が必要とする文部科学省の運用は、株式会社大学が消費者のニーズを聞きこれを速やかにカリキュラム編成や教員配置に反映することを不可能にしている。これでは、特区評価委員の評価実施期間中に、株式会社が自由な教育事業を展開できず、その成果を発揮できない。そこで、特区によって認められた株式会社大学については、右運用について特例措置を認めるべきである。</p>

08 文部科学省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1192	1192020	私学助成制度の適用範囲の変更	<p>株式会社設置による学校を含め、健全な競争原理が働くよう、私学助成金制度の適用範囲を変更します。</p> <p>【「公の支配」について】 まったく公の支配から遠い教育事業(例えば民間の学習塾等)は、憲法のとおり、助成の対象外とすることで問題はありますが、株式会社立の学校は、他の公立、私立学校と同様に、朝に登校夕方下校、時間割を持ち、クラス単位で担任教諭や今日か別の教諭の授業を受けるという、公の支配にある学校と、本質的に大きな違いはありません。</p> <p>構造改革特区の主旨は、規制を緩和し民業の活性化を促すことであり、本提案の私学助成制度の緩和が実現すれば、株式会社立の学校参入が容易になり民業が活性化だけでなく、競争原理により、教育の質の向上にもつながると考えます。これらの効果を踏まえた上で、株式会社立の学校における「公の支配」の規制をどこまでかけるかご検討いただきたい。</p> <p>【財源について】 税財政措置に関わる問題ですが、1校あたりの助成額を減額するなど、私学助成制度を若干修正することで、国が負担する学校助成金の総額を変えずに、株式会社立の学校にも助成をおこなうことが可能となります。</p>	<p>株式会社立の学校と私立学校は、国民に教育をほどこす機関として差異はありません。株式会社立の学校が助成金を受けられない現状においては、私立学校に比べて、保護者へ多大な費用負担を強いることになります。</p> <p>同等の条件下での健全な競争による学校教育の活性化を図る上で、参入障壁を取り払うため、本提案は欠かせません。</p>	大阪府	株式会社ノヴァ	公設民営による義務教育学校経営プロジェクト	<p>公設民営、株式会社立の学校による義務教育学校運営を可とします。また、株式会社設置による義務教育学校運営を行う場合、株式会社立の学校に対する私学助成制度の適用範囲の変更を行います。</p>
1215	1215010	県内大学編入資格の県立高等学校専攻科修了生への特例適用	<p>県立高校専攻科の生徒は、実学の習得に対する意欲が高く、専門資格を取得して、さらに大学への進学を希望し、高度な知識を身につけようとする者もいるが、現行の学校教育法は専攻科修了生の大学への編入を認めていない。そこで、専修学校の専門課程と同程度の教育を行っている県立学校専攻科の生徒の県内大学への編入学の道を開くため、今回は深谷商業高校情報会計専攻科を対象に学校教育法第82条の10の特例を認める特区を申請し、有為な産業人材の育成を図る。</p>	<p>現行の制度では、県立高等学校専攻科修了生が大学の定めるところにより県内大学に編入学することができないため。</p>	埼玉県	埼玉県	彩の国産業人材育成事業(渋沢栄一実学特区構想)	<p>実務に関する高度な専門知識を持った若年の産業人材を育成し、継続的に輩出するために、県内の県立高校に設置されている専攻科と県内大学との連携強化を図る。</p> <p>専攻科の生徒は、実学の習得に対する意欲が高く、専門資格を取得して、さらに大学への進学を希望し、高度な知識を身につけようとする者もいるが、現行の学校教育法は専攻科修了生の大学への編入を認めていない。そこで、専修学校の専門課程と同程度の教育を行っている専攻科の生徒の県内大学への編入学の道を開くため、今回は深谷商業高校情報会計専攻科を対象に学校教育法第82条の10及び施行規則第77条の8の特例を認める特区を申請し、有為な産業人材の育成を図る。</p>
1231	1231010	公立大学法人による高専設置制限の緩和	<p>【一貫した高度専門技術者教育体系の実現】 公立大学法人が高等専門学校を設置及び管理できるようにし、平成18年4月に都立高等専門学校を都教育委員会から公立大学法人首都大学東京に移管する。このことにより、高等専門学校本科から専攻科、また産業技術大学院も視野に入れた、16歳からの一貫した高度専門技術者教育体系を確立し、企業が求める専門性の高い実践的技術者を育成するという、これまでにない新しい「高度専門技術者育成」の仕組みを整備することができる。</p> <p>【機動的・弾力的な事業運営】 あわせて、機動的かつ弾力的な事業運営を行うことにより、企業の実務家教員などの外部資源の活用や大学院との教員の人事交流などによる教育の質の向上、使途に縛られない予算の弾力的な運用や経営努力により生じた剰余金の有効活用など事業執行の効率化及び組織の活性化、が可能となる。</p> <p>【産業の振興、産学公連携の促進】 企画力、開発力を兼ね備えた技術者を輩出することにより、東京の産業振興に人材面から寄与するとともに、兼業・兼職の禁止条項に拘束されないため、教員と民間研究者との兼職が可能となるほか、これまで公務員の立場では予算等の制約により難しかった民間会社からの資金援助による共同研究などが促進されるなど、産学公連携の事業を一層推進することが可能となる。</p>	<p>・都立高専の組織管理及び事業運営の弾力化、活性化を図るため、国立高専と同様に独立行政法人化する必要がある。</p> <p>また、高専本科からの高度専門技術者教育をより有効に機能させるため、都立高専を平成17年に設立予定の公立大学法人首都大学東京に移管し、同公立大学法人により設置される産業技術大学院と一体的な運営を行う必要がある。</p> <p>このためには、現行の地教法、地方独立行政法人法及び学校教育法の規定に抵触することから、特例措置を要する。</p>	東京都	東京都	「首都東京・高度専門技術者育成特区」構想	<p>公立大学法人が高等専門学校を設置及び管理できるようにし、平成18年4月に都立高等専門学校を都教育委員会から公立大学法人首都大学東京に移管することにより、高等専門学校本科から専攻科、また産業技術大学院も視野に入れた16歳からの一貫した高度専門技術者教育体系を確立する。</p> <p>このことにより、企業が求める企画力、開発力を兼ね備えた専門性の高い実践的技術者を育成するとともに、組織・人事の活性化や機動的かつ弾力的な事業運営を推進し、企業との共同研究など産学公連携の事業などを通じて、東京の産業振興に寄与する。</p>

08 文部科学省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1268	1268010	専修・各種学校の公設民営による学校運営の容認	<p>専修・各種学校の運営を公設民営で行うことが可能になれば、公立学校としての安定的な運営を続けながら、民間の有する教育資源やノウハウを活用することで、特色ある教育を効果的に実現できること、学校の設置者にとっても、保護者や生徒にとっても選択肢の拡大が図られること、既存の公立学校に刺激が与えられることにより、競争が生まれ、公立学校教育全体の質の向上が図られることなどが期待される。なお、民間のノウハウを活用するという趣旨からすれば、中央教育審議会が提言している幼稚園や高等学校よりも、職業もしくは実社会に必要な能力等を習得することを目的とした専修・各種学校の公設民営は、より優れた効果が期待できる。</p>	<p>第5次提案の各省庁からの再検討要請に対する回答において、「専修学校における公設民営学校の具体的な制度化については、なお、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についてご提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の在り方について検討をしているところである。」となっている。中央教育審議会の「幼稚園及び高等学校については公設民営を認めることは適当である。」との答申の趣旨を踏まえ、専修・各種学校についても公設民営で行うことについても適当と判断されるので提案するもの。</p>	福岡県	福岡県北九州市	公立専修・各種学校活性化特区構想	<p>専修・各種学校の公設民営による学校運営の容認を行い、民間の有する教育資源やノウハウを活用することで、特色ある教育を効果的に実現する。</p>
1212	1212010	宗教法人が所轄庁に提出する書類の簡素化特区	<p>宗教法人法に定められた所轄庁への提出書類のうち、条例で定めるものについては提出書類から除くことができるようにする。 条例で提出を不要とする書類の想定 ・「収支計算書」 ・「貸借対照表」 ・「財産目録のうち礼拝施設に関する部分を除いたもの」</p>	<p>1 宗教法人が所轄庁へ提出する書類の中には所轄庁である鳥取県として提出を受ける必要がないと考えられるものも含まれているため。 2 所轄庁が宗教法人に書類提出を義務付けることにより宗教法人に課す負担は必要最小限であるべきと考えるため。</p>	鳥取県	鳥取県	宗教法人が所轄庁に提出する書類の簡素化特区	<p>現行制度では、宗教法人は毎年、当該宗教法人の事務所に備え付けられた書類の写しを所轄庁に提出しなければならないこととなっているが、これらの書類の中には所轄庁である鳥取県として提出を受ける必要がないと考えられるものも含まれている。また、書類提出を義務付けることにより宗教法人に課す負担は必要最小限であるべきと考える。 よって、鳥取県が所管する宗教法人が県に提出する書類は、県が宗務行政を行うにあたって必要最小限の書類に限ることとし、その他の書類は条例によって提出不要とすることができる特例を提案する。</p>
1218	1218010	彩の国コミュニティムービー振興事業において、NPO法人等が収益事業として映画上映を行う場合の公民館の運営方針等の特例(彩の国映像コンテンツ産業振興特区)	<p>今回取り組む彩の国コミュニティムービー振興事業は、若手クリエイターなど制作者や配給者と地域のNPO等を結びつけ、地域の公民館や商店街空き店舗等で低廉な料金で上映会を開催し、映像コンテンツを活用したコミュニティビジネスを振興するものであるが、現在、公民館では収益事業として実施することができず、上映経費を回収することができない。 そこで、NPO法人等彩の国コミュニティムービー振興事業として県が認めた団体が上映会など映像コンテンツ産業の振興に資する催しを行う場合に限り、社会教育法第22条第6号、第23条第1項第1号の規定を適用しないことにより、公民館で収益事業を行うことができるとし、これにより多様な上映機会の確保と運営団体の育成を図り映像コンテンツ産業の振興を図るものである。</p>	<p>彩の国コミュニティムービー振興事業を実施するに当たり、公民館の施設を有効活用し、地域において多様な上映機会の確保と運営団体の育成を図り映像コンテンツ産業の振興を図るため。</p>	埼玉県	埼玉県	彩の国映像コンテンツ産業振興特区構想	<p>本県では、彩の国ビジュアルプラザを整備するなど映像コンテンツ産業の振興に取り組んでいるが、ハード面の整備等とともに多様な上映場所の確保と運営母体の育成が不可欠である。 そこで、今回取り組む彩の国コミュニティムービー振興事業において、県が認めた団体が上映会など映像コンテンツ産業の振興に資する催しを行う場合に限り、社会教育法第22条第6号、第23条第1項第1号の規定を適用しないことにより、公民館で収益事業を行うことができるとし、これにより多様な上映機会の確保と運営団体の育成を図り映像コンテンツ産業の振興を図るものである。</p>

08 文部科学省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1135	1135010	学校施設は、学校が学校教育の目的に使用する場合を除く外、使用してはならない。学校施設の確保に関する政令の第三条、「学校施設の使用禁止」に例外を設ける。	学校敷地内に民間あるいはNPO団体が温室などの構造物を建てて農芸作物や花卉などを栽培することを認める。	県庁所在地等の中核都市を除いて植物園などに恵まれない小規模都市において公立学校の中に民間またはNPO団体が管理する温室等の農業施設を置くことを認めて児童生徒への環境教育等に役立てる。	茨城県	藤井信吾	地域発・多元的教育推進プロジェクト(オールインワンスクール)	・公立学校の施設内において民間およびNPO団体が敷設・管理する温室などの農業関係施設を備えることを認めることで、児童・生徒にとって身近な自然環境教育が実現できる。これに加えて、児童・生徒にとって最も身近な場所である学校敷地内において、学校の教師や親とは異なる地域の農業事業者・技術者・研究者と触れ合うことによって、地域ぐるみの子育てを実現することが可能となる。文部科学省や都道府県によって進められている「こどもの居場所づくりプラン」や「地域親啓発事業」を補完するものとなる。